

事 務 連 絡
平成19年9月25日

各都道府県障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課

障害者支援施設等を退所した者並びに通所及び在宅サービスの利用を中止した者
への対応について

平素、障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、障害福祉サービスの利用実態（平成19年2月公表）に係る調査において、障害者施設を退所した者並びに通所及び在宅サービス利用を中止した者（以下「利用中止者」という。）の中止後の状況について、特に問題のある事例は見受けられなかったところですが、今般、利用中止者への支援に万全を期すため、下記の通り留意点をまとめましたので、障害福祉サービス事業者及び市町村へ周知いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）等において、障害福祉サービス事業者は、利用中止者が出た場合は、その理由とともに市町村に遅滞なく報告し、利用中止者又はその家族に対して適切な援助等を行うよう努めることとされている。
- 2 都道府県においては、障害福祉サービス事業者に対し、これらの規定を再度周知し、障害福祉サービス事業者による利用中止者に係る市町村への報告が行われるよう、徹底されたい。
- 3 市町村においては、障害福祉サービス事業者から利用中止に係る報告を受けた際は、
 - ① 中止後の他のサービス利用などの状況を正確に把握する
 - ② 中止後、他の障害福祉サービスの利用がない場合においては、他のサービスの紹介及び各種軽減措置の更なる周知等の適切な相談支援を行い、必要に応じて地域自立支援協議会を活用することにより、障害者が地域で孤立することのないよう努められたい。
また、既に障害福祉サービス事業者から利用中止の報告がなされている者についても、同様に適切な対応を行うようにされたい。

	障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十八年九月二十九日 厚生労働省令第百七十二号)	障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成19年1月26日 障発第0126001号)
障害者支援施設等	(契約支給量の報告等) 第八条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、支給決定障害者に提供することを契約した施設障害福祉サービスの種類ごとの量(以下「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。 3 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し遅滞なく報告しなければならない。	3 運営に関する基準 (2) 契約支給量の報告等(基準第8条) 契約支給量等の受給者証への記載 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該指定障害者支援施設等の設置者及びその施設の名称、当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの内容、当該指定障害者支援施設等の設置者が当該利用者に提供する月当たりの施設障害福祉サービスの提供量(契約支給量)、契約日等の必要な事項を記載すること。 なお、当該契約に係る施設障害福祉サービスの提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した施設障害福祉サービスの量を記載することとしたものである。 市町村への報告 同条第3項は、指定障害者支援施設等は、 の規定による記載をした場合には、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告するとともに、当該利用者が退所する場合には、その理由等を報告しなければならないこととしたものである。

	(指定障害福祉サービス事業者等との連携等) 第十五条 2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	(9) 指定障害福祉サービス事業者等との連携 (基準第 15 条) 同条第 2 項は、指定障害者支援施設等が、施設障害福祉サービスの提供を終了するに際しては、利用者が当該施設を退所した後、地域生活への円滑な移行が可能となるよう、他の障害福祉サービス事業者等との連携を密接に行うこととしたものである。
--	---	---

障害福祉サービス	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十八年九月二十九日 厚生労働省令第百七十一号)	障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について (平成 18 年 12 月 6 日 障発第 1 2 0 6 0 0 1 号)
居宅介護	(契約支給量の報告等) 第十条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量(以下この章において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下この章において「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。 3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し遅滞なく報告しなければならない。 (指定障害福祉サービス事業者等との連携等) 第十七条 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際	第三 居宅介護、重度訪問介護及び行動援護 3 運営に関する基準 (2) 契約支給量の報告等(基準第 10 条) 契約支給量等の受給者証への記載 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該指定居宅介護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定居宅介護の提供量(契約支給量) 契約日等の必要な事項を記載すること。 なお、当該契約に係る指定居宅介護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定居宅介護の量を記載することとしたものである。 市町村への報告 同条第 3 項は、指定居宅介護事業者は、 の規定による記載をした場合には、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告することとしたものである。

療養介護	しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 (契約支給量の報告等) 第五十三条 指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他の必要な事項(以下この章において「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。 3 前二項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。 (準用) 第七十六条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第三十六条、第三十七条第一項及び第三十八条から第四十条までの規定は、指定	第四 療養介護 3 運営に関する基準 (1) 契約支給量の報告等(基準第 53 条) 指定療養介護事業者は、入院又は退院に際しては、支給決定障害者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、指定療養介護の内容、当該指定療養介護事業者が当該支給決定障害者に提供する月当たりの指定療養介護の提供日数(契約支給量) 契約日等の必要な事項を記載すること。なお、当該契約に係る指定療養介護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定療養介護の日数を記載することとしたものである。 基準第 53 条第 2 項は、指定療養介護事業者は、 の規定による記載をした場合には、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告することとしたものである。 (23) 準用(基準第 76 条) 基準第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 17 条まで、第 19 条、第 20 条、第 36 条、第 37 条第 1 項及び第 38 条から第 40 条までの規定は指定療養介護の事業について
------	---	---

生活介護	療養介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第六十七条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第五十四条第一項」と読み替えるものとする。 第四章 生活介護 第四節 運営に関する基準 (準用) 第九十三条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで及び第七十三条から第七十五条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。	準用されるものであることから、第三の三の(1)(3)(を除く。)(4)(6)(7)(9)(10)及び(24)から(27)までを参照されたい。 第五 生活介護 3 運営に関する基準 (11) 準用(基準第93条) 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで及び第73条から第75条までの規定は、指定生活介護の事業に準用されることから、第三の三の(1)(3)から(7)まで((3)の を除く。)(9)(10)(12)(13)(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の三の(5)から(8)まで、(14)(16)(18)及び(20)から(22)までを参照されたい。 また、基準第93条の規定により準用される第10条については、次のとおり取り扱うものとする。 ア 契約支給量等の受給者証への記載 指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該指定生活介護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定生
------	---	--

児童デイサービス	第五章 児童デイサービス 第四節 運営に関する基準 (準用) 第百七条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第二十九條、第三十五條から第四十二條まで、第五十八條、第五十九條、第六十六條、第六十八條及び第六十九條の規定は、指定児童デイサービスの事業について準用する。	活介護の提供量（契約支給量） 契約日等の必要な事項を記載すること。 なお、当該契約に係る指定生活介護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定生活介護の量を記載することとしたものである。 ウ 市町村への報告 同条第3項は、指定生活介護事業者は、 の規定による記載をした場合には、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告するとともに、当該利用者が退所する場合には、その理由等を報告しなければならないこととしたものである。 第六 児童デイサービス 3 運営に関する基準 (6) 準用（基準第107条） 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第29条、第35条から第42条まで、第58条、第59条、第66条、第68条及び第69条の規定は、指定児童デイサービスの事業について準用されるものであることから、第三の3の(1)から(7)まで((3)の を除く。)(9)(10)(12)(13)(17)(18)及び(24)から(29)まで並びに第四の3の(6)(7)(14)及び(16)を参照されたい。
-----------------	--	--

短期入所	第六章 短期入所 第四節 運営に関する基準 (指定短期入所の開始及び終了) 第百十八条 2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。 (入退所の記録の記載等) 第百十九条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項(以下この章において「受給者証記載事項」という。)を、支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。 2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。	第七 短期入所 4 運営に関する基準 (1) 指定短期入所の開始及び終了(基準第118条) 保健医療機関等との連携 基準第118条第2項は、利用者が指定短期入所の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、指定短期入所事業者は、指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供の終了後においても利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう、必要な援助に努めなければならないこととしたものである。 (2) 入退所の記録の記載(基準第119条) 受給者証への必要事項の記載 指定短期入所事業者は、支給量管理の観点から、利用者の入退所の都度、受給者証に入退所年月日等の必要な事項を当該利用者の受給者証に記載することとしたものである。 受給者証の確認 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により利用者の指定短期入所に係る支給量に達した場合は、当該利用者に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならないこととされたが、これは利用者の支給量管理のために定め
-------------	---	---

重度障害者等包括支援	(準用) 第百二十五条 第九条、第十一条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十六条から第四十二条まで、第六十条、第六十六条、第六十八条、第七十条、第七十三条、第七十四条、第八十七条、第九十一条、第九十二条及び第百六条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。 第七章 重度障害者等包括支援 第四節 運営に関する基準 (準用) 第百三十六条 第九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十四条から第四十二条まで及び第六十六条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。	られたものであり、介護給付費等の請求の際に提出することで差し支えない。 (8) 準用 (基準第 125 条) 第 9 条、第 11 条から第 17 条、第 19 条、第 20 条、第 23 条、第 28 条、第 29 条、第 36 条から第 42 条まで、第 60 条、第 66 条、第 68 条、第 70 条、第 73 条、第 74 条、第 87 条、第 91 条、第 92 条及び第 106 条の規定は、指定短期入所の事業について準用されるものであることから、第三の 3 の (1) (3) から (7) まで ((3) の を除く。) (9) (10) (13) (17) (18) 及び (24) から (29) まで並びに第四の 3 の (8) (14) (16) (18) (20) 及び (21) 並びに第五の 3 の (6) 及び (10) 並びに第六の 3 の (5) を参照されたい。 第八 重度障害者等包括支援 3 運営に関する基準 (7) 準用 (基準第 136 条) 基準第 9 条から第 21 条まで、第 23 条、第 28 条、第 29 条、第 34 条から第 42 条まで及び第 66 条の規定は、重度障害者等包括支援に準用されるものであることから、第三の 3 の (1) から (11) まで ((3) の を除く。) (13) (17) (18) 及び (23) から (29) まで並びに第四の 3 の (14) を参照されたい。
-------------------	--	---

共同生活介護	第八章 共同生活介護 第四節 運営に関する基準 (入退居) 第百四十一条 3 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。 4 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 (入退居の記録の記載等) 第百四十二条 指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(次項において「受給者証記載事項」という。)を、利用者の受給者証に記載しなければならない。 2 指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。 (準用) 第百五十四条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十八条、第六	第九 共同生活介護 3 運営に関する基準 (1) 入退居(基準第 141 条) 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする者(入院治療を要する者を除く。)に提供するものとし、入居及び退居に際しての必要な事項を定めたものである。 (2) 入退居の記録の記載(基準第 142 条) 指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(以下「受給者証記載事項」という。)を、利用者の受給者証に記載するとともに、遅滞なく市町村に対し報告しなければならないこととしたものである。 (13) 準用(基準第 154 条) 基準第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 17 条まで、第 19 条、第 20 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 58 条、第 60 条、第 66 条、第 70 条、第
---------------	--	--

自立訓練（機能訓練）	十条、第六十六条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十八条、第九十二条及び第百六条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。 第九章 自立訓練(機能訓練) 第四節 運営に関する基準 (準用) 第百六十二条 第九条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十六條から第四十一條まで、第五十七條から第六十條まで、第六十六條、第六十八條から第七十條まで、第七十三條から第七十五條まで、第八十六條から第八十九條まで、第九十一條、第九十二條及び第百六条の規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。	73 条から第 75 条まで、第 88 条、第 92 条及び第 106 条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用されるものであることから、第三の 3 の(1)(3)(4)(6)(7)(9)(10)(13)(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の 3 の(6)(8)(14)(18)及び(20)から(22)まで並びに第五の 3 の(7)並びに第六の 3 の(5)を参照されたい。 第十 自立訓練（機能訓練） 3 運営に関する基準 (4) 準用（基準第 162 条） 第 9 条から第 20 条まで、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 73 条から第 75 条まで、第 86 条から第 89 条まで、第 91 条、第 92 条及び第 106 条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業に準用されるものであることから、第三の 3 の(1)(3)から(10)まで((3)の を除く。)(12)(13)(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の 3 の(5)から(8)まで((6)の 中「6 月に 1 回以上」とあるのは、「3 月に 1 回以上」とする。)(14)(16)(18)及び(20)から(22)まで並びに第五の 3 の(5)から(8)まで及び(10)並びに第六の 3 の(5)を参照されたい。
-------------------	---	---

自立訓練（生活訓練）	第十章 自立訓練(生活訓練) 第四節 運営に関する基準 (準用) 第百七十一条 第九条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十六條から第四十一條まで、第五十七條から第六十條まで、第六十六條、第六十八條から第七十條まで、第七十三條から第七十五條まで、第八十六條から第八十九條まで、第九十一條、第九十二條、第百六條、第百四十四條、第百六十條及び第百六十一條の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。	第十一 自立訓練（生活訓練） 3 運営に関する基準 (3) 準用（基準第 171 条） 第 9 条から第 20 条まで、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 73 条から第 75 条、第 86 条から第 89 条まで、第 91 条、第 92 条、第 106 条、第 144 条、第 160 条及び第 161 条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業に準用されることから、第三の 3 の(1)(3)から(10)まで((3)の を除く。)(12)(13)(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の 3 の(5)から(8)まで((6)の 中「6 月に 1 回以上」とあるのは、「3 月に 1 回以上」とする。)(14)(16)(18)及び(20)から(22)まで並びに第五の 3 の(5)から(8)まで及び(10)並びに第六の 3 の(5)並びに第九の 3 の(4)並びに第十の 3 の(2)及び(3)を参照されたい。
就労移行支援	第十一章 就労移行支援 第四節 運営に関する基準 (準用) 第百八十四条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十六條から第四十一條まで、第五十七條から第六十條まで、第六十	第十二 就労移行支援 3 運営に関する基準 (5) 準用（基準第 184 条） 第 9 条から第 17 条まで、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、

就労継続支援 A 型	六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条から第七十五条まで、第八十四条から第八十九条まで、第九十一条、第九十二条、第百六条、第百四十四条、第百五十九条及び第百六十条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。 第十二章 就労継続支援 A 型 第四節 運営に関する基準 (準用) 第百九十七条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十六條から第四十一条まで、第五十七條から第六十条まで、第六十六條、第六十八條から第七十条まで、第七十三條から第七十五条まで、第八十六條から第八十九条まで、第九十一条、第九十二条、第百六条、第百五十九条及び第百六十条の規定は、指定就労継続支援 A 型の事業について準用する。	第 73 から第 75 条まで、第 84 条から第 89 条まで、第 91 条、第 92 条、第 106 条、第 144 条、第 159 条及び第 160 条の規定は、就労移行支援の事業に準用されることから、第三の 3 の (1) (3) から (7) まで ((3) のを除く。) (9) (10) (12) (13) (17) 及び (24) から (28) まで並びに第四の 3 の (5) から (8) まで ((6) の 中「 6 月に 1 回以上」とあるのは、「 3 月に 1 回以上」とする。) (14) (16) (18) 及び (20) から (22) まで並びに第五の 3 の (3) から (8) まで及び (10) 並びに第六の 3 の (5) 並びに第九の 3 の (4) 並びに第十の 3 の (1) 及び (2) を参照されたい。 第十三 就労継続支援 A 型 3 運営に関する基準 (8) 準用 (基準第 197 条) 第 9 条から第 17 条まで、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 73 条から第 75 条まで、第 86 条から第 89 条まで、第 91 条、第 92 条、第 106 条、第 159 条及び第 160 条の規定は、就労継続支援 A 型の事業に準用されることから、第三の 3 の (1) (3) から (7) まで ((3) のを除く。) (9) (10) (12) (13) (17) 及び (24) から (28) まで並びに第四の 3 の (5) から (8) まで、
-------------------	---	---

就労継続支援 B 型	第十三章 就労継続支援 B 型 第四節 運営に関する基準 (準用) 第二百二条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十六條から第四十一條まで、第五十七條から第六十條まで、第六十六條、第六十八條から第七十條まで、第七十三條から第七十五條まで、第八十四條、第八十六條から第八十九條まで、第九十一條、第九十二條、第百六條、第百五十九條、第百六十條、及び第百九十三條から第百九十五條までの規定は、指定就労継続支援 B 型の事業について準用する。	(14) (16) (18) 及び (20) から (22) まで並びに第五の 3 の (3) から (8) まで及び (10) 並びに第六の 3 の (5) 並びに第十の 3 の (1) 及び (2) を参照されたい。 第十四 就労継続支援 B 型 3 運営に関する基準 (2) 準用 (基準第 202 条) 第 9 条から第 17 条まで、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 73 条から第 75 条まで、第 84 条、第 86 条から第 89 条まで、第 91 条、第 92 条、第 106 条、第 159 条、第 160 条及び第 193 条から第 195 条までの規定は、指定就労継続支援 B 型の事業に準用されることから、第三の 3 の (1) (3) から (7) まで ((3) の を除く。) (9) (10) (12) (13) (17) 及び (24) から (28) まで並びに第四の 3 の (5) から (8) まで、(14) (16) (18) 及び (20) から (22) まで並びに第五の 3 の (5) から (8) まで及び (10) 並びに第六の 3 の (5) 並びに第九の 3 の (4) 並びに第十の 3 の (1) 及び (2) 並びに第十三の 3 の (4) から (6) までを参照されたい。
-------------------	---	---

共同生活援助	第十四章 共同生活援助 第四節 運営に関する基準 (準用) 第二百十三条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十八条、第九十二条、第百六条、第百四十一条から第百四十六条まで、第百四十八条、第百四十九条及び第百五十一条から第百五十三条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。	第十五 共同生活援助 3 運営に関する基準 (3) 準用(基準第213条) 基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第58条、第60条、第66条、第70条、第73条から第75条まで、第88条、第92条、第106条、第141条から第146条まで、第148条、第149条及び第151条から第153条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の3の(1)(3)(を除く。)(4)(6)(7)(9)(10)(13)(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(6)(8)(14)(18)及び(20)から(22)まで並びに第五の3の(7)並びに第六の3の(5)並びに第九の3の(1)から(5)まで、(7)(8)(10)から(12)までを参照されたい。
---------------	---	--